

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後（案）					現行				
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>					<p>(趣旨)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>				
別表第一(第二条関係)					別表第一(第二条関係)				
(略)					(略)				
別表第二(第二条関係)					別表第二(第二条関係)				
事務		名称	額	徴収時期	事務		名称	額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)
及び					及び				
2					2				

備考

1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等に係る一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2 (略)

別表第三(第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
1 か ら 4 ま で	(略)	(略)	(略)
5	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エ	(略)	(略)

備考

1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等に係る一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合\_\_\_\_\_は、当該部分の額は加算しない。

2 (略)

別表第三(第二条関係)

事務	名称	額	徴収時期
1 か ら 4 ま で	(略)	(略)	(略)
5	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エ	(略)	(略)

能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	ネ法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				
	2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	ア 性能基準(省令第一条第一項第二号イ(1)(i)及び同	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円

能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	ネ法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				
	2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	ア 性能基準(省令第一条第一項第二号イ(1)___及び同	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円

号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
イ モデル住宅法(省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千七百円
ウ 仕様基準(省令第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万七千七百円 一万九千七百円

号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
イ 仕様基準(省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万七千七百円 一万九千七百円

(2) (1) 以外 の建 築物	ア	(ア)	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円

(2) (1) 以外 の建 築物	ア	(ア)	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円	
			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円	
			当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円	
			当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万千円	
			(新設)	(新設)	(新設)
				(新設)	(新設)

(ii)及び 同号ロ(2) に定める 基準をい う。以下 同じ。)による場 合	平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの	
	当該部分の床面 積の合計が二千 平方メートル以 上五千平方メー トル未満のもの	十万四千元
	当該部分の床面 積の合計が五千 平方メートル以 上のもの	十五万七千 円
	(ウ) 仕 様基準に よる場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの
	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの	五万八千元
	当該部分の床面 積の合計が二千 平方メートル以	十万四千元

	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(イ) 仕 様基準に よる場合	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル未 満のもの	三万三千百 円
	当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上二千平方メー トル未満のもの	五万八千元
	当該部分の床面 積の合計が二千 平方メートル以	十万四千元

					上五千平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円	
			イ 非住宅部分	(略)	(略)	(略)	
6	(略)	(略)			(略)	(略)	

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各

					上五千平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千円	
			イ 非住宅部分	(略)	(略)	(略)	
6	(略)	(略)			(略)	(略)	

備考

(新設)

(新設)

号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。

3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。



6 (現行のとおり)

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

10 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

4 建築物省エネ法第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

(新設)

(新設)

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「\_\_\_\_\_認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 \_\_\_\_\_認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1 1 向上計画認定申請手数料等について、複合建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 2 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 4 （現行のとおり）

7                   認定申請手数料等について、複合建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

（新設）

（新設）

8 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。